

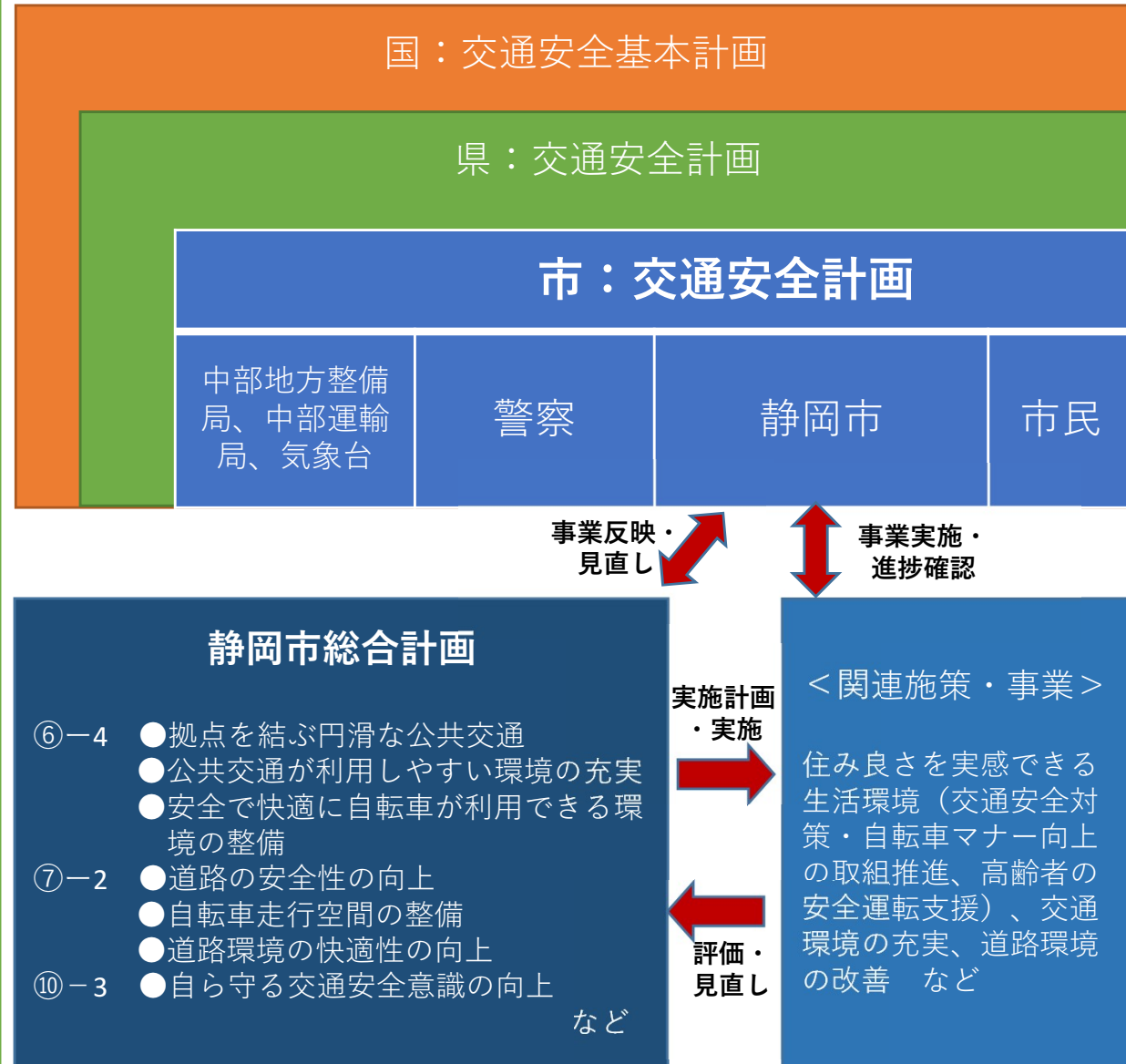
# 第11次静岡市交通安全計画（中間案）の概要

交通安全対策基本法  
(昭和45年(閣法))

目的：交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与  
(道路、鉄道、踏切道、海上、航空交通の全分野を対象)

	根拠	作成	5か年計画内容	計画期間	国	県	市	
国	第22条	<b>中央交通安全対策会議</b> 会長：内閣総理大臣 委員：内閣官房長官 国家公安委員会委員長 国土交通大臣など	<b>交通安全基本計画</b> ・交通（陸上（道路、鉄道、踏切道）交通、海上交通、航空交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱 ・交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第1次	昭和46年度 ～50年度	○	○	○
				第2次	昭和51年度 ～55年度	○	○	○
				第3次	昭和56年度 ～60年度	○	○	○
				第4次	昭和61年度 ～平成2年度	○	○	○
静岡県	第25条 1項	<b>静岡県交通安全対策会議</b> 会長：県知事 委員：静岡県教育長 静岡県警察本部長など	<b>静岡県交通安全計画</b> 国の基本計画に基づき、県の事故状況等に即して作成 ・静岡県の区域における交通（陸上交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱 ・県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第5次	平成3年度 ～7年度	○	○	○
				第6次	平成8年度 ～12年度	○	○	○
				第7次	平成13年度 ～17年度	○	○	○
静岡市	第26条 1項	<b>静岡市交通安全対策会議</b> 会長：市長 委員：静岡国道事務所長、静岡運輸支局長、県くらし・環境部 県民生活局長、静岡中央警察署長、静岡南警察署長、清水警察署長、市関係局長、市教育長、市消防長 など	<b>静岡市交通安全計画</b> 県の交通安全計画に基づき、市の事故状況等に即して作成 ・静岡市の区域における交通（陸上交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱 ・市の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第8次	平成18年度 ～22年度	○	○	○
				第9次	平成23年度 ～27年度	○	○	○
				第10次	平成28年度 ～令和2年度	○	○	○
				第11次	令和3年度 ～7年度	○	○	

# 交通安全計画と総合計画との関係



# 第11次静岡市交通安全計画中間案体系図

## 静岡市の区域内における陸上交通の安全に関する施策大綱

### 基本理念

- 究極的には交通事故のない社会を目指す。
- 「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。
- 高齢化が進展しても安全に移動することができ、豊かな人生をおくることができる社会、さらに、年齢や障がいの有無に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築を目指す。

### 第1章 道路交通の安全

### 第2章 鉄道交通の安全

### 第3章 踏切道における交通の安全

### 第4章 大規模地震に備えての交通の安全

# 交通安全計画と総合計画の関連施策



# 第1章 道路交通の安全

## 第10次静岡市の交通安全計画における目標

### いずれも令和2年末までに

- ①年間死者数：16人以下 ②人身事故発生件数：5,000件以下 ③高齢者事故発生件数：1,700件以下 ④自転車事故発生件数：1,000件以下

## 第10次計画期間における主な対策

### 自転車走行空間の整備

：整備延長 112.2km



### 歩行空間のバリアフリー化

：整備延長 6.1 km



### 生活道路における安全安心な歩行空間の整備

：60件



### 市立こども園における

キックバイク教室：105回



【その他】 無電柱化の整備：整備延長3.5km 体験型交通安全教室：7,033回 橋梁耐震化事業：81件 など

※数値は見込値

## 静岡市の道路交通事故の現状

	10次計画目標値 (令和2年末までに)	H28	H29	H30	R1	R2
①死者数	16人以下	21人	20人	13人 達成	17人	18人
②人身事故発生件数	5,000件以下	5,537件	5,379件	5,049件	4,394件 達成	3,592件 達成※
③高齢者事故発生件数	1,700件以下	1,940件	1,907件	1,769件	1,621件 達成	1,328件 達成※
④自転車事故発生件数	1,000件以下	1,211件	1,165件	1,074件	1,030件	868件 達成※

②から④までについては  
期間内に達成した。

①については  
平成30年に達成した。

※令和2年の②～④の件数は緊急事態宣言による交通量減少の影響を考慮し、数値を上方補正したとしても達成したと推測される。

【参考】補正後の数値

②人身事故発生件数：4,130件

③高齢者事故発生件数：1,572件

④自転車事故発生件数：989件

# 11次計画に向けた10次計画期間における静岡市の交通事故の特徴の分析

## 10次計画期間の分析：高齢者事故及び自転車事故の「件数」は減少しているものの

**高齢者事故及び自転車事故が人身事故件数に占める割合が依然として高い**

令和2年の主な事故分類と人身事故件数に占める割合（％）

※項目間重複あり

園児・幼児・小学生	中学生	高校生	高齢者	ドライバー 高齢	歩行者	自転車	原付車	自二車	起因 若者	初心者	無免許	飲酒
1.9	2.1	2.0	4.3	37.0	22.9	24.2	10.0	7.1	18.4	2.8	0.4	0.2

### ① 高齢者事故

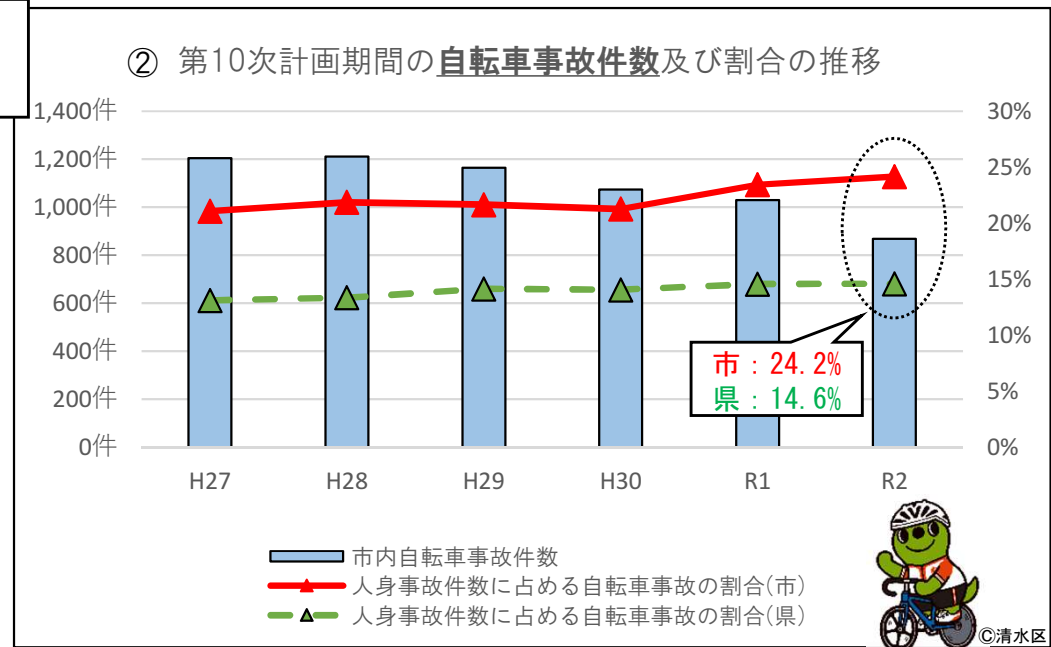
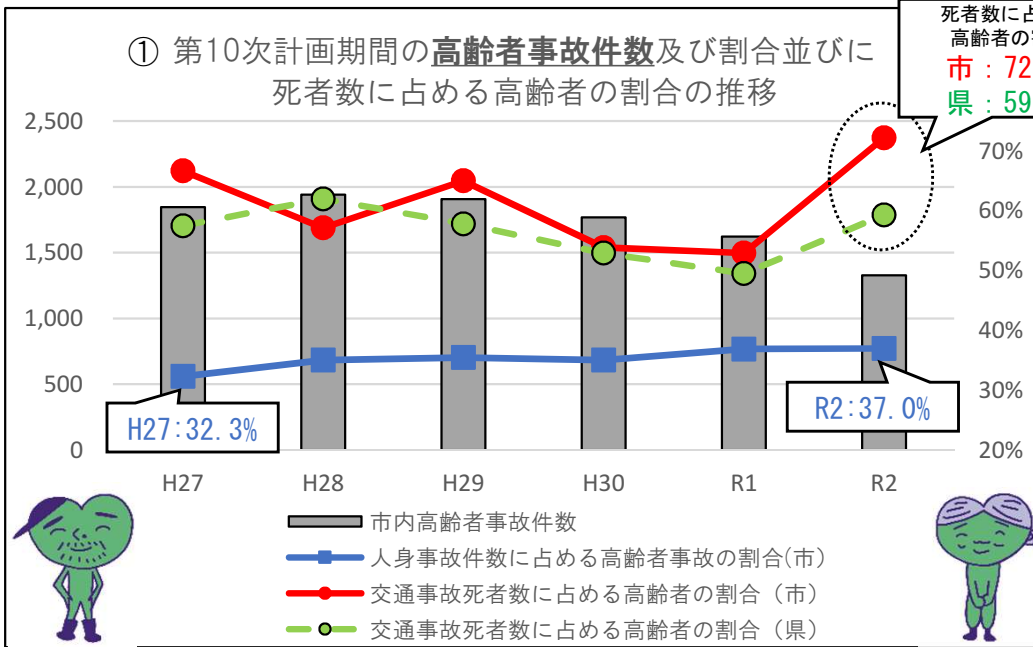
件数は減少傾向にあるが、交通事故全体に占める割合は、平成27年の32.3%に対し、令和2年は37.0%と増加傾向にある。また、令和2年の交通事故死者数に占める高齢者の割合は72.2%で、県の59.3%より高くなっている。

### ② 自転車事故

件数は減少傾向にあるが、令和2年の交通事故全体に占める割合は24.2%と、県の割合14.6%と比較し、依然として高い。

今後さらに、高齢化率及び自転車利用率が増加することが想定されることも踏まえ、

**高齢者及び自転車の安全確保について、第11次計画における「特に重視する視点」として、引続き対策を講じる**



# 主な高齢者交通安全対策

【凡例】 赤字：第11次交通安全計画新規事業      (青字)：第3次静岡市総合計画後期実施計画掲載事業

実施主体

国   警察   市

○生活道路における交通安全対策の推進 (P13 ア)	○	○	○
・「ハンプ」や「狭さく」の設置等による通過交通の排除 <u>(市道の整備事業)</u>	○		○
・「ゾーン30」等の規制や「ハンプ」「クランク」等の道路構造等による車両速度の抑制 <u>(市道の整備事業)</u>	○	○	○
・「音響式信号機」や「歩行者等支援情報支援システム」、「経過時間表示機能付歩行者用灯器」、「歩車分離式信号」等の整備促進		○	
・「可搬式速度違反自動取締装置」の整備拡充による適切な取締りの推進		○	
○高齢者、障がいのある人等の安全に資する歩行空間等の整備 (P14 ウ)	○	○	○
・円滑な移動を阻害する要因となる、自動二輪車等の違法駐車取締りや、放置自転車の撤去の実施	○	○	○
○高齢者等の移動手段の確保・充実 (P19 (5))	○	○	○
・地域の自動運転サービスの社会実装の推進	○		○
・MaaSのモデル構築やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援 <u>(静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト)</u>	○	○	○
○歩行空間のユニバーサルデザイン化 (P20 (6))	○	○	○
・駅、公共施設等を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道の整備 <u>(交通安全施設整備事業 (道路のバリアフリー化))</u>	○	○	○
・「静岡市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化の推進 <u>(交通安全施設整備事業 (道路の無電柱化))</u>	○		○
○高齢者に対する交通安全教育の推進 (P30 カ)		○	○
・特に「横断違反」の割合が高い実態を踏まえた、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 <u>(交通安全対策の推進)</u>		○	○
・関係団体等と連携した、社会教育、福祉活動、家庭訪問等、様々な機会を活用した交通安全教育の実施 <u>(高齢者の安全運転支援事業)</u>		○	○
・安全運転サポート車等の普及促進や、搭載されている先進安全技術を体験する機会の創出 <u>(高齢者の安全運転支援事業)</u>		○	○
○横断歩行者の安全確保 (P33 イ)		○	○
・運転者に対する横断歩道における歩行者の優先義務等を再認識させるための教育・取締りの推進 <u>(交通安全対策の推進)</u>		○	○
・「しずおか・安全横断3つの柱」等、自らの安全を守るための交通行動の促進 <u>(交通安全対策の推進)</u>		○	○
○高齢運転者対策の充実 (P38 オ)		○	○
・高齢者講習におけるきめ細やかな講習や、高齢者に対する臨時適性検査等の確実な実施		○	
・一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度や、申請による安全運転サポート車等の限定条件付免許制度の導入		○	
・運転免許証を返納しやすい環境の整備		○	○

# 主な自転車交通安全対策

	実施主体		
	国	警察	市
<p>【凡例】赤字：第11次交通安全計画新規事業      (青字)：第3次静岡市総合計画後期実施計画掲載事業</p> <p>○道路の改築等による交通事故対策の推進 (P17 キ)、自転車利用環境の総合的整備 (P20 (9))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自転車道」や「自転車専用通行帯」により、自転車の通行を歩行者や車両と分離 <a href="#">(交通安全施設整備事業(自転車走行空間整備))</a></li> <li>・「自転車の通行位置を示した道路(例：矢羽根型路面標示)」等による安全に寄与する道路の改築 <a href="#">(交通安全施設整備事業(自転車走行空間整備))</a></li> <li>・自転車専用通行帯等をふさぐ違法駐停車車両の取締り</li> <li>・シェアサイクルなどの自転車利用促進や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策の推進 <a href="#">(自転車利用計画推進事業)</a></li> <li>・「静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づく、放置自転車等の整理・撤去や自転車駐車場の整備 <a href="#">(JR草薙駅周辺整備事業)</a></li> </ul>	○	○	○
○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (P28 (1))		○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児に対するキックバイク等を利用した安全教育等、発達段階に応じた適切な教育の実施</li> </ul>		○	○
○自転車の安全利用の推進 (P33 (3)ウ)		○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自転車安全利用五則」を活用した、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化 <a href="#">(自転車マナー向上の取組推進)</a></li> <li>・自転車運転者講習制度の適切な運用</li> <li>・ヘルメットの幼児・児童への着用の徹底と、全年齢層への着用促進 <a href="#">(自転車マナー向上の取組推進)</a></li> <li>・自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼びかけ等</li> </ul>		○	○
○自転車の安全性の確保 (P46(6))		○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度の適切な運用</li> <li>・自転車の点検整備や加害者になった場合に備えた「損害賠償責任保険」等への加入促進等の対策の推進</li> <li>・薄暮の時間帯から夜間における、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付の促進 <a href="#">(自転車マナー向上の取組推進)</a></li> </ul>	○	○	○
○自転車利用者に対する交通指導取締りの強化等 (P47(1)ア(ウ))		○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等への積極的な指導警告と、悪質・危険な交通違反に対する検挙措置の推進</li> </ul>		○	

## その他の主な道路交通安全対策

- 【重視すべき視点】 ①子どもの安全確保 ②歩行者の安全確保 ③生活道路における安全確保 ④先端技術の活用推進  
⑤交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 ⑥地域が一体となった交通安全対策の推進

【交通安全対策7つの柱】	【凡例】 赤字：第11次交通安全計画新規事業 (青字)：第3次静岡市総合計画後期実施計画掲載事業		
	国	警察	市
<b>1</b> 道路交通環境の整備 (P13)	○	○	○
・ 通学路等の点検や関係機関の連携による交通安全の確保 <u>(交通安全施設整備事業(通学路対策))</u>	○	○	○
・ 急ブレーキデータ等のビッグデータやITS(高度道路交通システム)を活用した快適な道路環境の実現	○	○	○
・ 地震発生時に備えた緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化の推進 <u>(橋りょうの整備事業(道路橋の耐震化))</u>	○	○	○
<b>2</b> 交通安全思想の普及徹底 (P27)	○	○	○
・ 行政、警察、学校、地域社会、民間、家庭が一体となった交通安全活動の実施 <u>(交通安全対策の推進)</u>		○	○
・ 運転免許を持たない若者や成人への交通安全教育機会の創出		○	○
・ <b>動画の活用等、対面によらない安全教育や、SNS等、様々な媒体を活用した効果的な広報の実施</b>		○	○
・ 民間が主体となる交通安全活動への、幅広い年代の参画 <u>(交通安全対策の推進)</u>		○	○
<b>3</b> 安全運転の確保 (P37)	○	○	○
・ <b>妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育及び悪質な法令違反の根絶</b>		○	
・ <b>感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組とその確認</b>	○		
・ 衝突被害軽減ブレーキ等のASV(先進安全自動車)装置等を活用した、事業所による事故防止の取組の推進	○		
・ <b>運行管理に利用可能なICT技術の活用による、事業所の働き方改革の実現 <u>(働き方改革の実現に向けた環境整備事業)</u></b>	○		○
・ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	○		
<b>4</b> 車両の安全性の確保 (P43)	○	○	○
・ 自動車アセスメント情報の提供等による先進安全技術を活用した予防安全対策の推進	○		
<b>5</b> 道路交通秩序の維持 (P47)		○	○
・ 飲酒運転、妨害運転等の悪質性、危険性の高い違反、取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りの強化		○	
<b>6</b> 救助・救急活動の充実 (P49)			○
<b>7</b> 被害者支援の充実と推進 (P52)	○	○	○



## 第2章

### 鉄道交通の安全

#### 令和2年の鉄道事故の状況（全国）

事故件数	518件
死者数	245人
負傷者数	202人
乗客死亡事故	0件



#### 対策

- ①鉄道交通環境の整備
- ②鉄道交通の安全に関する知識の普及
  - ・ホームの歩きスマホによる危険性の周知
- ③鉄道の安全な運行の確保
  - ・大型台風接近時の計画運休への取組
- ④救助・救急活動の充実
- ⑤被害者等支援の推進
- ⑥鉄道事故等の原因究明と事故等防止

## 第3章

### 踏切道における交通の安全

#### 令和2年の踏切事故の状況（全国）

事故件数	173件
死者数	124人



#### 対策

- ①踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③踏切道の統廃合の促進
- ④その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置
  - ・関係者間での遮断時間の情報共有

## 第4章

### 大規模地震に備えての交通の安全

#### 基本方針

○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、その情報を活用し被害軽減につなげる。

○南海トラフ地震等発生時には、災害応急対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通を確保するための、必要な交通対策等を実施する。



#### 施策

- ①臨時情報発表時（道路交通情報板やサインカー等による周知）
- ②地震発生時（緊急交通路等の確保 道路交通情報の提供）
- ③平時における措置
  - （緊急通行車両の事前届出の推進 交通安全施設の整備 等）
- ④その他の交通安全対策
  - （既存の道路橋や鉄道構造物、沿道建築物の耐震化）

## 第11次静岡市交通安全計画における目標

第1章 道路交通の安全	第10次計画目標値 (いずれも令和2年末までに)		第11次計画目標値 (いずれも令和7年末までに)
年間死者数 (国・県共通)	16人以下	⇒ △4人	12人以下
人身事故発生件数 (県共通)	5,000件以下	⇒ △2,000件	3,000件以下
高齢者事故発生件数 (静岡市独自目標！)	1,700件以下	⇒ △400件	1,300件以下
自転車事故発生件数 (静岡市独自目標！)	1,000件以下	⇒ △200件	800件以下

	第11次計画目標
第2章 鉄道事故件数 (国・県共通)	①乗客の死者数ゼロを目指す ②運転事故全体の死者数減少を目指す
第3章 踏切事故件数 (国・県共通)	踏切事故件数の減少を目指す